

【別紙】

I 要望調査のルート、調査様式、ヒアリングの実施等について

1 機械導入事業（持続性・社会的価値向上対策）

〔要望調査のルート〕

農林水産省が都道府県を經由して実施します。

都道府県は管内の畜産クラスター協議会の事業要望をとりまとめ、農政局等に提出するようお願いします。

〔調査様式〕

（協議会が作成する資料）

（ア）畜産クラスター計画（事業実施要領参考様式）

（イ）事業参加要望書作成用データ様式（3月中旬に都道府県へ送付）

（ウ）添付資料

（都道府県が作成する資料）

（エ）機械導入事業〇〇県総括表

（オ）（ア）に係る総合評価の結果

（カ）総合評価の際に確認した根拠資料

（キ）事業参加要望書の統合版作成用データ様式

（農政局等が作成する資料）

（ク）要望調査に係る機械導入事業のヒアリング様式

〔ヒアリングの実施と要望調査結果の提出〕

① 都道府県は、事業要望を有する協議会からヒアリングを行い、畜産クラスター計画についての総合評価を実施してください。

都道府県が実施するヒアリングについては、農政局等からの指示に基づき日程調整するようお願いします。

② 農政局等によるヒアリングでは、畜産クラスター計画に持続性・社会的価値向上対策の取組や効果が適切に位置付けられているか、要望されている機械に当該取組に必要なものが含まれていないか（畜産クラスター計画における取組主体に必要な機械装置であるか）、適切な総合評価がなされているかを確認してください。

③ 要望調査の結果は、①及び②のヒアリング後、4月16日（水）午後5時までに、農政局等を経由し農林水産省畜産局企画課地域振興班（担当：岡本、森、榊原、村田）まで提出してください。

〔割当て及び事業実施計画の申請等〕

農林水産省は、要望調査の内容等を踏まえ、割当てする事業を検討します。

割当（配分予定額）については、6月中を目途に事業実施主体から協議会に対し行われる予定です。

※割当予定時期は変更される場合があります。

2 機械導入事業（収益性向上対策）

収益性向上対策（飼料増産優先枠及び省エネ優先枠を含む）については、都道府県窓口団体（委託団体）が管内の畜産クラスター協議会の事業要望をとりまとめ、中央畜産会に提出することとなっています。

ただし、(ク)「要望調査に係る機械導入事業のヒアリング様式」については、収益液性向上対策についても都道府県がヒアリング及び畜産クラスター計画の総合評価を実施した後、農政局等が、都道府県が作成した総合評価結果に基づき都道府県にヒアリングを行い、その結果を記載の上、3月16日（月）午後5時までに、農林水産省畜産局企画課地域振興班（担当：森、橋本、岡本、村田）まで提出してください。

〔割当て及び事業実施計画の申請等〕

農林水産省は、要望調査の内容等を踏まえ、割当てする事業を検討します。

割当（配分予定額）については、5月中を目途に事業実施主体から協議会に対し行われる予定です。※割当予定時期は変更される場合があります。

3 R7 補正予算で変更・追加のあったクロスコンプライアンス （持続性・社会的価値向上対策、収益性向上対策共通）【参照：資料1-5(参考)】

（1）生乳需給安定クロスコンプライアンス【新たな要件】

酪農を行う取組主体（要望調査の飼養区分が酪農ではなくても生乳生産を行っている場合も含む）は、事業成果報告時まで継続して拠出が必要。

【要望時の提出ルート】

- ① 取組主体がチェックシートに記入し、協議会に提出
- ② 協議会が確認の上、一覧を作成し、畜産協会に提出
- ③ 畜産協会が確認の上、一覧を中央畜産会等に提出
- ④ 中央畜産会等が農林水産省（畜産局）に提出

※持続性・社会的価値向上対策も畜産協会、中央畜産会を通じて、畜産局へ提出

【要望時の留意事項】

- ① 生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件確認データについては、両対策共通で、令和8年4月13日（月）17時までに中央畜産会へ提出となっていますが、各都道府県畜産協会のメ切等は、別途設定されますので、所属の畜産協会へ確認してください。
- ② 農林水産省（畜産局）において、拠出状況を確認しますが、取組主体名の突合作業が困難などにより、配分までに確認が間に合わない場合が想定されます。その場合は、要望時に提出いただいた拠出状況を用いて、事業参加申請時に確認し、拠出が確認できたものを承認いたします。

（2）環境負荷低減クロスコンプライアンス（みどりチェック）【一部改正】

畜産に由来する環境負荷低減に係る基本的な取組を行うことが要件。
報告時のチェックシートの提出の徹底に加え、事後の現地確認が追加。

（3）安全な機械の選定【新たな要件】

トラクターや子実とうもろこし乾燥機などは、安全性検査合格機の選定が必要。

II 要望提出にあたっての留意事項について

1 持続性・社会的価値向上対策について

＜収益性向上対策との相違点（収益性向上対策の改正点含む）＞

| | 持続性・社会的価値向上対策 (持続性向上タイプ) | 収益性向上対策 (収益性向上タイプ) |
|--------|--|--|
| 事業趣旨 | 持続性や社会的価値の向上に関する取組を行う取組主体に必要な機械導入を支援 (収益性の向上には直ちに結びつかない取組も支援) | 収益力の強化に関する取組を行う取組主体に必要な機械導入を支援 |
| 成果目標 | 国産飼料の生産・利用、雇用の創出、新規就農・経営継承、アニマルウェルフェア、家畜衛生、鳥獣害防止といった様々な取組から選択して成果目標を設定。(参照：表1) ※成果目標のいずれかを導入の翌年度から5年以内を目標年度として設定。 | ① 単位頭羽数当たりの販売額の増加 ② 生産コストの削減 ③ 農業所得又は営業利益の増加 ④ 自給飼料収穫量又は利用量の増加 (飼料生産組織のみ) ※いずれかを導入年度の翌年度を目標年度として5%(8%※)以上で設定。 ※大規模経営(飼料生産組織は除く) ◇飼料増産優先枠では、飼料生産組織の目標に「飼料作物種ごとの単収が現状以上」を追加 |
| | 成果目標の算出について、年度(4～3月)のみならず、年次(1～12月)でも可。 【持続性、収益性共通】 | |
| 対象機械装置 | ① 畜産・酪農関係機械に要する動力源の追加【持続性、収益性共通】 (ホイロローダー等の動力源の作業用途での限定を廃止し、畜産・酪農の作業範囲で活用可能とした) | |
| | ② 対象機械装置一覧に追加【持続性、収益性共通】 自動操舵装置+GPSガイダンスシステム、ホイロローダー(バケットなし) | |
| | ③ AW、家畜衛生、鳥獣害防止等の機械装置の追加【持続性のみ】 | |
| | ④ トラクターの知事特認は不要 【持続性のみ】 | |
| | (田で使う草地等管理用機械の要望可。誓約書など飼料増産優先枠と同等の要件有。) | ⑤ 飼料増産優先枠の機械装置を飼料生産機械のみとする |
| 中古機械 | 都道府県で価格の妥当性があると判断した場合は1者見積りで可 【持続性、収益性共通】 | |
| 購入方式 | 費用対効果分析の廃止【持続性のみ】 | |

留意事項1を要確認

留意事項2を要確認

留意事項3を要確認

留意事項4を要確認

留意事項5を要確認

留意事項6を要確認

留意事項7を要確認

【留意事項 1】 持続性向上タイプの成果目標【持続性のみ】

1. 表 1 の成果目標から選択して設定可。

ただし、「持続性向上タイプにおける機械装置、成果目標、導入の必要性の対応表①、②」（参照：別添 1）に基づき、選択すること。

また、「成果目標の算出方法例」（参照：別添 2（資料 2-3））を参考にするとともに、要望データの「算出方法」には、目標設定に当たり、①参考にしたもの、②目標値の算出方法及び算出式を記載し、設定した目標の妥当性が明確になるように記載すること。

2. 目標年度は、事業実施年度（導入年度）の翌年度から 5 年以内。

ただし、法定耐用年数以内とする^注。また、経営を持続させるという事業の趣旨に鑑み、5 年もしくは 4 年で設定することが望ましい。

なお、要望データの「目標年」で、目標年を選択すること。

（注：フォークリフトなどの法定耐用年数が 4 年のものは、4 年で設定）

<表 1> 持続性・社会的価値向上対策の成果目標

| 分類 | 成果目標 |
|------------|---|
| 環境 | ①ア 国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収の 5%以上の増加（北海道） イ 国産飼料利用量若しくは飼料作付面積又は単収の 3%以上の増加（都府県） ② 温室効果ガス排出量の 5%以上の削減 ③ア 家畜ふん尿の堆肥化による販売単価又は販売量の 5%以上の増加 イ 家畜ふん尿のエネルギー化による光熱費の 5%以上の低減 |
| 地域経済・担い手 | ① 飼養管理のために雇用する人数又は人件費の 5%以上の増加 ②ア 直売等への提供量の 5%以上の増加 イ 農場 HACCP 取得等による販売量又は単価の 5%以上の増加 ③ 教育ファームの認証の取得及び来場者数を取組主体等の常時従業員数×20 名以上とする ④ 新規就農者・経営継承者 ^注 への経営支援チームの体制構築及び 3 回/年以上の支援会議の開催 ⑤ 家畜市場又はと畜場への出荷日数月 15 日以上若しくは出荷頭数の 5%以上の増加 |
| 動物福祉・家畜衛生等 | ① 動物福祉に配慮して生産された畜産物の出荷量又は販売量の 5%以上の増加及び販売単価の 5%以上の増加 ② 疾病発生率又は事故率の 5%以上の低減 ③ 野生鳥獣による被害面積又は被害件数の 5%以上の低減 ⑤ ア 希少血統の種雄牛造成又は希少血統雌牛の飼養割合を 5%以上とする イ 短期肥育牛又は早期出荷素牛の出荷頭数を全出荷頭数の 5%以上とする |

注：新規就農者・経営継承者の支援対象及び留意点

1. 支援の対象

次のいずれかに該当する者

- (1) 就農後5年以内で既に経営主になっている者
- (2) 経営主になることが確実と認められる者^注であって、経営移譲時点で就農から5年以内であること

注：現経営主が経営移譲計画を有していることが必要。(任意様式)

- ・後継者が特定されていること（現経営者と後継者の氏名、関係性も記載）
- ・時期が明確であること（就農後5年以内の移譲に限る。）
- ・事業申請時に経営移譲できない理由 など

2. 経営移譲計画により認められた者に対する支援（留意点）

- (1) 引継ぐ経営が法人である場合、現経営主を取組主体として申請することを可とする。
- (2) 引継ぐ経営が非法人の経営体の場合、現経営主による申請を可とする。
ただし、法人化せずに経営継承を行う場合は、以下の事項を十分に理解していること。
 - ・補助事業に係る財産処分及び補助条件の継承に関する承認手続き
 - ・資産贈与に伴う税制上の手続き

3. その他

要望調査時に、経営移譲計画を提出すること。

【留意事項2】 成果目標の算出は、年度のみならず年次でも可【共通】

令和7年度補正予算の要望から、成果目標について、年度（4～3月）の設定のみならず、年次（1～12月）でも設定可。

その際、年次で設定した場合は、持続性向上タイプは要望データの「年度／年次」で年次もしくは年度を選び、収益性向上タイプは備考欄に「年度（もしくは年次）で設定」でどちらで設定したかを明記すること。

【留意事項3】 畜産・酪農関係機械に要する動力源の追加【共通】

1. これまで、ホイルローダー等*の動力限については、作業用途毎に限定されていたが、効率的、効果的に導入できるよう、動力源の作業用途での限定を廃止し、畜産・酪農の作業範囲で活用可能とし、「畜産・酪農関係機械に要する動力源」として、1区分に集約。

※ホイルローダー、ショベルローダー、スキッドステアローダー、テレハンドラー、フォークリフト

2. 要望の際は、要望時に、主な用途、装着するアタッチメント（バケット含む）を要望データの、持続性向上タイプは、「動力源・トラクターの場合」、収益性向上タイプは、備考欄に明記すること。
3. 要望する動力源について、複数のアタッチメントを取り付ける場合（既存のアタッチメントでも可）は、カプラの同時導入を可とする。カプラを同時導入する場合の必要性については、持続性向上タイプは、「動力源・トラクターの場合」、収益性向上タイプは備考欄に明記すること。
4. ホイルローダーは、バケットでの作業が不要な場合は、対象機械装置は、「ホイルローダー（バケットなし）」を選ぶこと。

バケットを作業で使う場合は、対象機械装置は、「ホイルローダー（バケット付き）」を選ぶとともに、主な用途（バケットの必要性）について、要望データの、持続性向上タイプは、「動力源・トラクターの場合」、収益性向上タイプは、備考欄に明確に記載すること。

なお、バケットの必要性が明確ではない場合は、過剰投資と見なし「ホイルローダー（バケットなし）」に変更していただくこととなる。

（参照：別添3 持続性の機械装置一覧、別添4 収益性の機械装置一覧）

※動力源のみならず、畜産クラスター計画及び成果目標、利用規模（飼養頭数、作付面積等）にそぐわない容量や機能の向上等となる機械は、過剰投資となるため、認められません。

【留意事項4】AW、家畜衛生、鳥獣害防止等の機械装置の追加【持続性のみ】

1. 持続性向上タイプは、AW、家畜衛生、鳥獣害防止等の機械装置を追加。
要望したい機械が該当するか不明な場合は、要望締切前（2週間前まで）に、機械装置確認表で、農林水産省まで確認すること。
また、持続性向上タイプでは、特殊な機械を対象に追加したことから、特装や輸送時間等により、納期が長いものについては、要望の翌年度末（今回は9年度末（R10年3月末））までの納期のものも可とする。

【追加機械装置と留意点等】※区分、仕様は、一覧の「機械装置の区分」、「仕様等」（参照：別添3機械一覧）

区分4：家畜飼養管理機械装置

仕様7 平飼いシステム

仕様8 電動カウブラシ

<留意点> 補助対象はいずれも機械装置部分（設置費は対象外）。

区分5：搾乳関係機械装置

仕様6 パーラー内部機械装置

<留意点> 補助対象はパーラー内部の機械装置部分とし、柵などの施設に固定するものは対象外（設置費は対象外）。

区分6：衛生管理高度化機械装置

仕様4 動力噴霧器（③手押し走行型動力噴霧機）

仕様7 消毒用煙霧機

仕様8 乗用型消毒装置

<留意点> 特になし

区分9：飼料収穫・調製用機械装置

仕様3 とうもろこし収穫機（③子実用とうもろこし収穫機（ヘッダー））

<留意点> 収益性の飼料増産優先枠で認めていた機械

区分11：スマート農業関連機械装置

仕様4 非接触型体重推定装置

仕様5 ボディーコンディションカメラ

仕様6 飼料生産用ドローン

<留意点> 飼料生産用ドローンについては、播種、肥料、農薬などの散布機能が付いたものに限る。

区分13：飼料調製用機械装置

仕様6 その他（⑥子実とうもろこし加工・調製機（飼料粉碎機等）、

⑦子実とうもろこし乾燥機、⑧TMR 運搬車（特装しているものに限る）

<留意点> 収益性の飼料増産優先枠で認めていた機械

区分15：放牧関連機械装置

仕様4 放牧牛管理システム

仕様5 放牧水槽（①放牧水槽、②給水機、③放牧水槽＋給水機）

<留意点> 放牧水槽は、自動給水、恒温などの機能が付いたものに限る。給水機は、放牧場に水を運ぶ牽引式のもの

区分19：野生鳥獣侵入防止機械装置

仕様1 野生鳥獣防除機械（①音・光等による防除機、②電牧器（一式）鳥獣用）

<留意点> 捕獲用の機械装置は補助対象外。

区分 20 : 家畜運搬関係機械装置

仕様 1 家畜運搬車 (特装しているものに限る)

<留意点・補助上限・事業要件等>

| | |
|-----------|--|
| 支援対象 | ① 複数の取組主体 [*] に対する共同利用を行う者(協議会事務局を含む) ② 畜産農家 (※同じ協議会内) |
| 補助上限等 | 補助率 : 1 / 2 以内、上限補助額 : 800 万円 |
| 補助対象 | ① 車体及びあおり、屋根、スロープ(滑り止め、落下防止柵を含む) ② 車内の柵(中心部に設置する柵1枚分のみ) ③ AWに配慮した装備(以下のものに限る) ・ 飲水器、給餌器(長距離輸送で使う場合のみ) ・ 寒冷紗、換気扇、扇風機、強制換気システム ・ 壁等の家畜が接する部分へのシート設置 ※自家工作による改造車、軽トラックは対象外 |
| 事業要件 | ① 地域振興の観点から、家畜市場への家畜の出荷・買取及びと畜場への家畜の出荷の両方に使用すること ② 畜産クラスター計画に、家畜運搬体制の改善計画を記載し、知事の承認を得ること ③ 利用簿を整備し、輸送ごとに記録して保管すること ④ 一般貨物事業者運送事業に該当しない範囲で使用(運送料は取らない) 【家畜運搬体制の改善計画】 ・ これまでの家畜運搬の状況 ・ 家畜運搬車導入後の家畜運搬の計画(家畜運搬車を活用する農家名、家畜市場及びと畜場への家畜運搬の年間予定) ・ 共同利用する場合の取り決め |
| 成果目標 | 家畜市場又はと畜場への出荷日数月 15 日以上若しくは出荷頭数の 5%以上の増加 |
| 成果目標の留意事項 | 1. 共同利用の場合は、家畜運搬車を活用する全ての畜産農家で算出。 2. 「家畜市場又はと畜場への出荷日数月 15 日以上」で目標設定の場合 (1) 共同利用で複数の農家で(混載することなく)、同じ日に家畜運搬車を利用(運搬)した場合は、回数×農家数として良い (例: 5件の農家が個々に運搬した日 ^注 が月3回とも同日であった場合、5×3=15日/月) 注: 1つの農家が同日に複数回運搬した場合は1日(回) (2) 出荷日数には、以下の日数を加えて良い。 ① 運搬に必要な運搬車の管理(点検、車検等) ② 共進会などの地域の公共的なイベント ③ 災害時や緊急時の避難 なお、出荷先が遠方などでAWの観点からも、運搬が日をまたぐ場合は、かかった日数でカウント可とする。 (3) 出荷日数は家畜市場、と畜場の合計でも良いが、同日運搬は1日とカウントする。 3. 「出荷頭数の5%以上の増加」で目標設定の場合、出荷頭数は、子牛、育成牛、初妊牛、肥育牛など、家畜市場やと畜場へ出荷する総数で設定(病畜は、含めない)。 |

【留意事項5】トラクターの知事特認は不要【持続性のみ】

1. トラクターについては、持続性向上タイプのみ、知事特認を不要とする。
ただし、活用範囲は、畜産・酪農の作業範囲とする。
2. 要望の際は、要望時に、主な用途、装着する作業機を要望データの「動力源・トラクターの場合」に明記するとともに、畜産・酪農の作業範囲のみでの使用の誓約を確認。

【留意事項6】中古機械の見積り（1者見積りで可）【持続性・収益性共通】

1. これまで、中古機械についても、入札もしくは3者見積りが必要であったところ、都道府県で価格の妥当性があると判断した場合は、1者見積りで可とする。
(中古機械は、法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上であるものに限る。）
2. 中古機械を要望する場合は、取組主体は、販売店からの見積書（1者）のほか、機械の型式、残存耐用年数、稼働時間、整備履歴、故障個所などを示したものなど、価格の妥当性を判断するために必要な書類を都道府県に提出すること。（都道府県に要確認）
3. 都道府県は、中古機械の価格の妥当性を判断する際は、同型等の相場、動産総合保険の時価評価額又は、農業機械の価格等に関して専門的知識を有する者^(注)の証する書類などによる確認や、専門的知識を有する者や中古販売店等への意見を聞くなどして、価格の妥当性を判断すること。

(注) 中古農業機械査定士制度関係機関

全国農業協同組合連合会、一般社団法人日本農業機械化協会、全国農業機械商業協同組合連合会、都道府県中古農業機械査定士協議会

【留意事項7】購入方式の費用対効果分析の廃止【持続性のみ】

1. 持続性向上タイプについては、施設整備事業において費用対効果分析が不要となったことから、機械導入事業の購入方式においても、費用対効果分析を不要とする。
2. ただし、協議会は、実施要領2-2の第10の1に基づき、財産処分制限期間中の機械装置の利用状況の確認に加え、事業実施状況を確認し、事業実施年度から財産処分制限期間の間、事業実施年度の翌年度から毎年7月末までに、別記様式第6-1号により事業実施状況報告書を作成し、事業実施主体に報告すること。

2 収益性向上対策の主な改正点及び留意事項について

※上記「1 持続性・社会的価値向上対策について」の【共通】などで、説明した部分は除く。

(1) 導入の必要性と成果目標、補助対象機械装置一覧

対象機械装置一覧の変更や実態に即した修正を行っています。

(参照：別添5「導入の必要性と成果目標、補助対象機械装置一覧」)

(2) 一般枠の成果目標のうち単位頭羽数あたりの販売額の増加

「単位頭羽数あたりの販売額の増加」で設定する場合は、目標設定に当たり参考にした文献等の根拠資料の提出は不要。ただし、設定内容が不明であった場合は、提出いただきますので、必ず、根拠資料は協議会で保管しておくこと。

また、目標設定に当たり参考にする根拠は、必ずしも文献等の公表物でなくても可。自身のこれまでの取組や地域での実績含め、目標算出に参考出来るものがあれば、それを根拠として設定すること。

なお、設定にあっては、成果目標の設定事例を参考にされたい。

(参照：別添6「単位頭羽数あたりの販売額」の根拠・算出方法(事例))

(3) 飼料増産優先枠のうち、飼料生産組織の成果目標の追加等

①飼料生産組織の成果目標の「飼料作付面積が現状以上」に加え、「飼料作物種ごとの単収が現状以上」を追加。

単収を成果目標とした場合、特定の作物種を一つ選択して設定し、作付面積は現状を下回らないこと。また、新たに飼料生産に取り組む場合は、現状値はゼロではなく、地域の平均単収等から設定すること。

②飼料生産組織の目標における「高栄養作物種等への転換」での設定可
「飼料作付面積が現状以上」では、基本的に作付面積全体で設定するが、牧草からとうもろこしへの転換など、高栄養作物種等への転換の場合は、1つの作物種に限定した面積増の目標を設定可とする。

この場合においても、全体の作付面積は現状を下回らないこと。

※これらにより、飼料増産計画の様式が昨年度より変更。

(4) 飼料増産優先枠の対象機械を飼料に関する機械に限定

飼料増産優先枠については、補助対象機械を飼料に関する機械に絞る。

(参照：別添4 対象機械装置一覧《収益性向上対策》)

3 要望調査書類の作成や提出時の留意事項について

(1) 成果目標の設定【収益性・持続性共通】

① 成果目標は導入後の計画を十分に検討した上で設定

要望は、課題解決し目標を達成するために必要な機械を要望するものであり、機械を導入することにより、成果目標が達成できると見込まれるものが、補助対象となります。

しかし、成果目標の増加（削減）率を機械的に5%（8%）に設定されている（5%から割り戻して算出など）ことがあります。これでは、成果目標の妥当性が確認できないため、目標値の根拠を確認し、積算根拠など明確な説明がなされない場合は、要望を受け付けません。

また、計算間違いのほか、計算式の誤り、桁数の誤りも散見されます。成果目標は要望の判断に係る重要な要素のため、複数者で確認する等、誤りがないようにして下さい。

② 販売額の設定の際の根拠資料

成果目標のうち、販売額や販売単価を設定する場合、要望時点で販売単価を見通すことが難しいため、現状値と目標値の単価は同額で設定することが基本と考えます。

目標設定時に、単価変動を気にされる取組主体がありますが、成果報告時に単価が変動した場合は、価格補正を行うこととなっています。なお、価格補正等は、会計検査院から指摘されていますので、成果報告（検証）時は、適切に対応願います*

ただし、現状値と目標値の単価が異なる理由が明確で合理的な場合は、現状値と目標値が異なる可能性も否定しません。

その場合は、要望調査時に現状値と目標値の単価が異なる理由（積算根拠含む）を要望書作成用データに記載してください。

なお、堆肥や加工品の販売額の根拠資料としては、販売先との契約等において目標年度の価格（販売単価）が示されているもの（契約書等）を基本としますが、契約書等が出せない場合は、現在の契約状況（販売先、販売単価、数量等）及び、目標時点での契約予定（予定販売先、予定販売単価、予定数量、現在との変更点等の契約予定の根拠）の記載をした「販売計画」を作成の上、要望調査時に提出いただき、妥当な根拠であるか確認させていただきます。

<※参考：成果目標の検証に関する会計検査院からの指摘（令和4年度決算報告）>

成果目標の検証にあたり、①価格補正を行うこと、②根拠資料の現状値及び実績値を基に行うこと、③当該根拠資料を保存することについて、適切に行うよう指摘。

(2) 農業所得又は営業利益の増加の根拠【収益性のみ】

成果目標のうち、「農業所得又は営業利益の増加」については、事業参加申請時に根拠資料を確認させていただきますが、本事業は畜産の収益性の向上を目的としており、農業所得や営業利益については、畜産での収益性向上が図られている必要があります。

このため、農業所得及び営業利益の根拠資料については、「畜産」と「畜産以外の農業」を分けて記載してください。

(3) 更新及び機械の容量・機能等について【収益性・持続性共通】

機械の単純更新（老朽化した機械を新しくする）は、補助対象外です。ただし、導入しようとする機械装置が、既存機械と同種のものであっても、既存のものより容量や機能等が向上し、その向上した機能等が効果的に発揮される場合で、その機械装置の活用により、収益性、持続性、社会的価値の向上がなされる場合は、支援対象となります。

なお、持続性向上タイプの場合、規模縮小するなどにより、同じ機械を既に保有していても、経営を持続させるために必要な機械であり、かつ、成果目標が達成（設定）できる場合は、既存のものより容量等が同等以下の機械でも支援対象とします。

いずれも、要望調査の際には、容量や機能等の向上の内容、同等以下の機械にする理由について、記載いただき、確認いたします。

(4) 要望調査時の提出資料について【収益性・持続性共通】

要望調査書類やその内容について、不備がないか確認して、提出してください。

特に、畜産クラスター計画の中心的经营体の一覧を別紙にしている場合、添付忘れが多いため、畜産クラスター計画と併せて提出するよう、ご注意ください。

要望調査書類は、事務連絡の「令和7年度補正予算 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）の要望調査の実施について」等で指定された書類のみの提出で構いません。

（事務連絡等に記載のないカタログや見積書、根拠資料等は、要望時は提出不要。ただし、要望額の決定にあたっては、少なくとも1者の見積りを徴すること。要望内容によっては、照会時に求める場合もあるので協議会等で適宜保管し、照会時に求められたら提出。）

(5) 収益性向上タイプと持続性向上タイプへの同年度内の要望

【収益性・持続性共通】

両事業の同年度内の要望は認めますが、成果目標が類似の場合は、両事業の整合性を図った目標設定とするようにしてください。

(例：持続性の「国産飼料利用量又は飼料作付面積（単収）の増加」と収益性の飼料増産優先枠の「国産飼料給与割合又は飼料作付面積（単収）の拡大」)

なお、持続性向上タイプの要望データでは、「収益性向上対策の要望の有無」で、「収益性向上対策の成果目標との整合性について協議会で確認済」もしくは、「収益性向上対策の成果目標には影響しない成果目標であることを協議会で確認済」のいずれかを選択いただくこととします。（成果目標が、持続性向上タイプと収益性向上タイプが全く関係ないものを選んだ場合は、後者を選択してください。（例：持続性の「温室効果ガス排出量の削減」と収益性の飼料増産優先枠の「国産飼料給与割合又は飼料作付面積（単収）の拡大」））

(6) 実績報告書が未提出の取組主体の要望【収益性・持続性共通】

令和5年度までに機械導入を配分したにもかかわらず、各要望締切日までに事業実施主体に実績報告書又は辞退届^注を提出していない取組主体からは、要望を受付けません。

注：配分した機械装置の導入を辞退する場合は、事業実施主体に辞退届を提出

なお、以下の場合に留意すること。

- ・ 機械の納品待ちのために実績報告書が提出できない場合は、上記期日までに事業実施主体にその旨を連絡すること。
- ・ 実績報告書が提出済でも、機械の型番が異なるなどの理由で事業内容の変更が必要な場合は、事業実施主体に変更申請書を提出させ、その内容の妥当性を確認した上で、要望を受付ける。

(7) 成果目標未達成者の要望【収益性向上対策】

過去に収益性向上タイプを活用し、平成28年度から令和5年度に機械を導入した取組主体について、成果目標が未達成の場合は、令和8年度の収益性向上対策の事業参加要望を受付けません。

このため、各都道府県は、事業参加要望に係る都道府県との協議において成果目標の達成状況等を確認し、未達成の場合は収益性向上対策に要望しないよう畜産クラスター協議会に意見表明をお願いします。

ただし、次の場合は、事業参加要望を受付けることとします。

ア 令和8年度の報告で確実に成果目標の達成が見込まれると都道府県が確認した場合

イ 都道府県の指導により改善が見込まれ、都道府県知事が特に必要があると認め、指導を継続する場合

(注1) 手続きの遅れによって成果目標が十分に検証できていない場合についても、成果目標が未達成の場合と同じ扱いとします。

(注2) イについては、対外的な説明責任を含め、都道府県知事が成果目標の達成まで責任をもって指導を継続する旨の特認通知が必要となります。

この場合の知事特認については、要望の締切前までに（早めに）、都道府県を通じ、以下の①～⑦を記したものを付して、**農林水産省に事前に協議**をしてください（公文書不要、様式問わず）。

- ① 協議会名、取組主体名
- ② 未達成の機械の要望年度及び枠
- ③ 未達成の機械と導入年度
- ④ 当該成果目標の現状値（年度）、目標値（年度）、実績値
- ⑤ 未達成の要因
- ⑥ 達成に向けての対策、改善手法（協議会のみならず、都道府県の指導も含む）
- ⑦ ⑥等を踏まえての県の判断（都道府県で知事特認を認める理由を記載）

(注3) 本件の対応に当たり、都道府県は各都道府県畜産協会と連携して対応願います。

また、各都道府県畜産協会は畜産クラスター協議会に対し、過去の成果目標の達成状況を確認の上、要望するよう指導願います。

(8) 成果目標未達成者の要望【持続性・社会的価値向上対策】

これまで未達成であっても、収益性向上対策とは別事業である持続性向上タイプへの要望は可といたします。

ただし、以下の場合を除きます(上記(2)のイ(知事特認)も不可)。

- ① 成果報告が未提出の取組主体
- ② 成果報告終了届を提出している取組主体
- ③ 未達成の成果目標を持続性向上タイプでの要望機を導入により、達成しようとする取組主体

※③については、要望データの「未達成の成果目標への影響」で、確認いたします。